

長野県職員に関する措置請求の監査結果

令和4年（2022年）4月28日

第1 監査の請求

1 請求人

1名

2 請求書の提出

請求書は令和4年3月10日付けで提出され、同年同月11日に受け付けた。

3 請求の内容

(1) 監査請求の内容

請求書記載の「請求の要旨」は以下のとおりである。なお、西暦で年が表記されていた箇所について、他の部分との比較のため事務局において元号による表記に改めたほかは原文のまま掲載している。

請求の要旨

長野県教育委員会は、令和2年度補正予算で1億4500万を損害賠償として、坂城高校で平成27年7月14日に水泳の授業でプールに飛び込み、底に頭を打って障害が残った元男子生徒側に支払った。

また、平成26年12月28日ハンドボール部員が試合中に脳震盪を起こし、首の神経を損傷する事故があった際も訴えられていた。

当該学校長は重ねて、容易に予見・回避できる事故を防ぐための指導を怠っていた懸念がある。

一般に校長職は、職員より裁量権が広く認められ（学校教育法第11条、学校教育法第37条4項及び学校教育法施行規則第26条）、職員組織に対して影響力を行使している。

それらの学校事故が起こるにあたって、当該学校長は、学校保健安全法第29条2項において職務上求められる注意義務を、重ねて怠る過失を犯しているのに、その賠償を負っていない。

1人に対する指導不足に留まらず、職員集団に対して指導が行き届いていなかった事案が重ねられたことは、公務員の故意・重過失の要件に当たる可能性があり、監査委員は知事に対して、求償権を行使するよう勧告されたい。（国家賠償法第1条2項）

(2) 請求書添付の事実証明書

ア 信濃毎日新聞令和2年12月12日 「補正予算案議決」

イ 令和2年度11月補正予算の概要（教育委員会）県HP

ウ 令和2年度11月補正予算案概要（総括）県HP

エ 「学校プール事故で全国調査 飛び込みで死亡ー87年度以降7件 頭など打ち」（平成17年8月21日）信濃毎日新聞データベース

- オ 「岐阜でプール飛び込み事故 学校のプール 溺水防止で低い水深」内田 良氏
- カ 学校事故事例検索データベース（平成23～25年度）
- キ 「練習試合で脳震とう…今も後遺症 県教委に再発防止を要望へ 元坂城高ハンドボール部員の保護者」（平成28年10月27日）信濃毎日新聞データベース

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和4年3月11日付けで受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定による請求人の陳述を、令和4年4月12日に行った。その主旨は請求書の記載内容を補足する事項であった。また、請求人からの追加の証拠提出が事前にあった。

(1) 3月28日提出

ア プールでの競泳スタート事故を繰り返さないために 望月浩一郎 季刊教育法 平成29年6月

イ モンスター・ペアレント論を超えて 住民訴訟によって求償権裁判は進展 小野田正利 内外教育 平成29年10月20日

ウ 教師に対する損害賠償求償権 加茂川幸夫 内外教育 平成30年5月18日

(2) 4月8日提出

ア 所感を散文にまとめ、陳述書の形に整えたもの

イ 散文と中に出てくる資料について添付したもの

ウ 長野地裁 平成26年(ワ)第233号最終陳述用資料

エ 特別支援学校分教室（高等部含む）運営についての考察 本人著

オ 保健室利用状況（H20年4月～H21年1月31日）

第2 監査の実施

1 監査対象事項

坂城高等学校（以下「当該高校」という。）において平成27年、水泳の授業時に飛び込みでスタートした男子生徒（以下「元生徒」という。）が底に頭を打って怪我を負い、後遺障害が残った事故（以下「本件事故」という。）に対する損害賠償金1億4500万円を支払っていることに対し、請求人は当時の校長に重過失があり、県が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第2項の規定による求償権を校長に対して行使していないのは、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」に当たる、と主張していると解せるので、その事実の有無について監査の対象とした。

2 監査委員の交替

本件監査の途中において、令和4年3月31日付けで本郷一彦監査委員が退任し、後任として同年4月1日付けで佐々木祥二監査委員が就任し、監査を実施した。

3 監査対象機関

教育委員会事務局高校教育課を監査対象機関とした。

4 監査対象機関の陳述

監査対象機関からは、陳述に代えて、陳述書の提出が令和4年3月29日にあった。その記載内容は、次のとおりである。

記

1 プール飛び込み事故損害賠償請求に対する校長への求償について

請求人は、本件損害賠償が国家賠償法第1条第1項に基づくものとして、同条第2項の規定により校長に対して求償権を行使せよとの主張をしているものと考えられる。

しかしながら、本件損害賠償は、当時の当該県立学校のプールが日本水泳連盟作成のプール公認規則「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」に反するものであり、通常有すべき安全性を欠いていたことが原因で、国家賠償法第2条第1項に規定する公の営造物の設置又は管理の瑕疵に基づくものである。したがって、国家賠償法第1条第2項の規定による求償権の行使はできない。

なお、仮に国家賠償法第1条第1項の規定による損害賠償だとしても、昭和32年7月9日最高裁判決では同条第2項の重過失の定義として「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」とされており、本件は該当しないものと認識している。また、仮に公の営造物の設置又は管理の瑕疵に基づき請求人が国家賠償法第2条第2項に基づく求償権の行使を主張したとしても、学説の多数説においては、求償請求には当該公務員の重過失を必要とすると解されており、同じ結論となる。

2 ハンドボール事故損害賠償請求について

請求人は、県立高等学校におけるハンドボールの部活動の事故に係る損害賠償請求事件についても触れており、その趣旨は同校の校長が事故回避のための指導を怠っていたことの主張と考えられるが、本件訴訟においては、第一審で原告の県並びに校長及び部活動顧問に対する損害賠償請求は棄却され、確定しているところであり、請求人の主張は当たらない。

5 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

令和4年4月4日付けで監査対象機関の陳述に対する意見を求めた。請求人からの意見の提出はなく、4月12日に実施した陳述においても触れられなかった。

6 監査対象機関の監査

法第242条第5項の規定により、監査対象機関に対し、監査用資料の提出を求めるとともに、令和4年4月6日に事務局職員による関係書類の調査及び聞き取り調査、同年同月12日に監査委員による監査を実施した。また、教育委員会事務局において、学校教育に関する専門的事項のうち体育を所管するスポーツ課にも監査用資料の提出を求めて聞き取り調査を行い、

監査委員による監査への同席を求めた。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査及び関係法令等との照合並びに監査対象機関からの事情聴取等の結果、次に掲げる事実を確認した。

(1) 本件事故の経過

ア 事故当日（平成27年7月14日）

- ・ 事故の発生は2時限目の授業中（水泳の授業は今シーズン6時間目）
- ・ 担当教諭1名が男子生徒23名を指導し、別の教諭が女子生徒18名を指導
- ・ 当日、男子生徒は体操等のあと、25m平泳ぎを4本練習する予定
- ・ スタートは飛び込んでも飛び込まなくても可
- ・ 元生徒は1本目から飛び込みでスタートしていて、4本目を飛び込んだ際に5m付近でバタバタしていてけいれんしているように見えた
- ・ 急いで担当教諭らで助け上げると、元生徒の意識はしっかりしていて「頭をプールの底にぶつけた」と説明
- ・ 養護教諭に連絡し、救急車を要請 併せて元生徒の母親へも連絡
- ・ ドクターヘリで病院へ搬送され、診察の結果、頸髄損傷（骨折3か所）の診断

イ 事故後の教育委員会事務局の対応

(ア) 高校教育課、スポーツ課の担当者が現地確認（7月15日）

- ・ プールは14日の事故当日にスタート端壁水深1.2m、水面から飛び込み台上端まで0.7m、満水時はスタート端壁水深1.3m、水面から飛び込み台上端まで0.6mであることを確認
- ・ 校長に対し、本件事故について時系列でまとめ、水泳の授業における飛び込みの指導がどのように行われていたかをまとめた資料と併せて報告するよう指示

(イ) 体育授業における水泳の指導についての通知（7月16日）

高校教育課長、スポーツ課長連名で次の2点とともに、各校における水泳指導の概況、プールの水深、スタート台の高さ等の調査を依頼する予定であることを通知している。

- ・ 同様の事故防止のため、一定の方向性を示すまでの間は、水泳授業において飛び込みは一切行わないこと
- ・ 各校作成の事故対応マニュアルを再確認し、事故発生時に全職員が適切な対応がとれるよう確認すること

(ウ) 事故に伴うプールに関する調査の取りまとめ（8月21日）

スポーツ課において、プールがある76校について次の2点を確認している。

- ・ 学校のプールの構造が(財)日本水泳連盟策定の「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」（平成17年7月、以下「ガイドライン」という。）に適合しているか調べたところ、当該高校を含む71校のプールが不適合
- ・ 事故発生日以前のスタート時の飛び込みの実施状況を調べたところ、飛び込みを

禁止していない学校は22校、そのうち、授業で飛び込みを実施している学校は15校、授業で飛び込みを実施している学校のうちスタート台の上から実施している学校は10校

(エ) 再発防止の通知（平成28年3月7日）

教育長名で再発防止について各校に通知していて、主な内容は次のとおりである。

- ・ 授業、その他体育行事では水中からのスタートとして、飛び込みは一切行わない
- ・ 水泳部の活動で飛び込みを行う場合はガイドラインに適合する構造のプールにおいてのみ実施できる

(2) 学習指導要領の記載等

高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）では「スタートの指導については、段階的な指導を行うとともに安全を十分に確保すること」とし、中学校では、事故防止の観点から水中からのスタートとしたことに伴い、十分に注意して指導をするよう促している。

これを受けた当該高校における指導指針等は、飛び込みは希望者にのみ指導することとし、段階的に指導することとしている。

(3) 警察の対応と行政処分

本件事故発生において担当教諭らは警察署から任意の事情聴取を受けた。

また、本件事故に関して懲戒処分は、指導上の措置も含めなされていない。

(4) 本件事故に係る損害賠償金の支払い

ア 調停の申立て 令和2年7月29日

長野簡易裁判所 令和2年（ノ）第25号 国家賠償請求調停事件

イ 調停成立 令和2年12月16日

(ア) 県は相手方に対し、1億4500万円の支払義務があることを認める

(イ) 県は上記金額を令和3年1月29日までに振り込む

ウ 支払い日 令和3年1月29日

(5) 本件事故の前年に起きたハンドボール部の事故について

この事故の概要は以下のとおりである。

- ・ 平成26年12月にハンドボール部の部員が他校との試合中に相手チームの選手との衝突により怪我を負ったもので、部員は負傷後にしばらく休憩した後再出場した
- ・ その晩、部員は医療機関を受診し、頸髄損傷、眼窩・鼻骨骨折等の診断を受けて入院した
- ・ 部員とその両親が平成29年6月に県並びに事故当時の校長及び部の顧問を相手に損害賠償と謝罪広告の掲載を求めて提訴したが、令和2年1月に請求をいずれも棄却する判決がなされ、双方控訴せずに確定した

2 判断

請求人は、本件事故の発生に関して校長に重過失があり、県に国家賠償法第1条第2項の

規定による求償権が発生しているのに、請求を怠っていると主張している。そこで前記1のとおり確認した事実関係に基づき、以下のとおり判断する。

(1) 国家賠償法第1条第1項による損害賠償の可能性

ア 国家賠償法の適用条項について

県と元生徒とは前記1(4)に記載のとおり損害賠償請求の調停に合意している。対象機関は陳述書において第2条第1項の瑕疵を認めて賠償に応じたと主張しているが、調停調書にどの条項を適用したかの記載はない。

なお、調停の申立てに先立ち、県代理人弁護士が解決案の提示として元生徒代理人弁護士に送付した文書の中に、「貴職らが指摘する国家賠償法第1条第1項または同法第2条第1項に基づく責任が長野県に生じることを前提に、(以下略)」と、どちらの規定を適用するか明らかにしないで、損害賠償の責任を認めている記述がある。

そこで本件事故が争いになった場合、第1条第1項に該当して損害賠償が認められる可能性があるかどうかを検討する。

イ 学校の責任について

学校での事故防止、安全管理に関しては、昭和62年2月6日最高裁判決において安全配慮義務が学校にも適用されることが判示されている。

また、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)は平成20年6月18日法律第73号改正により新設された第三章において、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険性を早期に発見し、それらの危険性を速やかに除去することを規定している。

ウ 損害賠償が認められる可能性について

国家賠償法第1条第1項では、関係する公務員(教職員)の誰かに故意または過失が認められれば、公共団体(県)が賠償の責に任じられる。

上記イを本件事故にあてはめると、次の点から県に損害賠償が認められる可能性がないとまではいえない。

(ア) 本県の高校ではプール事故の発生がなかったとはいえ、他県での事故発生状況等を考えるとガイドライン等に注目し、適切な対応をとることが望まれた。事実、前記1(1)イ(ウ)のとおり本県の高校の多くは授業での飛び込みを禁止していた。

(イ) 事故当日は前記1(1)イ(ア)のとおり、プールの水は満水時よりも10cm低い状況にあった。ガイドラインによると水深が浅くなるほどスタート台の高さは低くすべきところ、満水ではなかったことでより一層事故が起こりやすい状況になっていた。

なお請求人は、校長は学校保健安全法第29条第2項において求められる注意義務を重ねて怠る過失を犯した、と主張しているが、同条は危険等発生時における対応とその体制づくりについて定めたものであり、本件事故ではそれらに対する不適切な対応は見受けられなかった。

(2) 求償権発生の可能性について

(1)により仮に国家賠償法第1条第1項の規定により県が賠償の責に任じられたとしても、同条第2項により県が求償権を取得できるのは、重過失があった教職員に限られる。

そこで今回の請求対象となっている校長に重過失があったのか検討する。

ア 重過失の判断基準について

対象機関は陳述書において、重過失の定義として昭和32年7月9日最高裁判決を引用し「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」としているが、この判決は失火ノ責任ニ関スル法律（明治32年法律第40号）の重過失についてのものである。

国家賠償法に関する求償権の行使については、平成26年1月16日最高裁判決があり、その中に「重大な過失の判断基準としては、当該公務員が自らの職務上の立場において負うべき注意義務の内容・範囲に照らして、(i)その注意を甚だしく欠いていたか、(ii)わずかな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったか、の二つの観点から過失の重大性を判断することが相当であると考え。」と述べている箇所があるので、本件事故を検討するにあたってはこの定義によりたい。

イ 重過失の該当可能性について

前記1から次の3点が確認できる。

- (ア) 飛び込み自体が高等学校学習指導要領において禁止されていたものではないこと
- (イ) 当該高校においては、飛び込み練習希望者を確認し、希望者にのみ段階的に指導をしていて、事故当日も飛び込みをしないでスタートしていた生徒もいたこと
- (ウ) 飛び込み実施の状況調査は本件事故を契機に行われたものであるが、調査以前は、当該高校では授業において飛び込みが実施されており、事故は起きていなかったこと、また、県内の他の高校でも事故は起きていないこと

これらの事実から仮に上記(1)ウのとおり県に損害賠償が認められ、その過失が校長にあったとしても上記アの重過失の定義に照らして「その注意を甚だしく欠いていたか」、「わずかな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったか」を要件とする重過失であったとは認められない。

ウ 国家賠償法第2条第2項該当の可能性について

国家賠償法第2条第2項の求償の相手方には営造物の管理を怠った公務員も含まれるので、同法第2条第1項により損害賠償が認められた場合に求償できる可能性もないわけではない。しかし、同法第1条第2項との関係上、求償できる場合は重過失があった場合に限るのが通説であり、結論は同じになる。

(3) ハンドボール部の事故について

また、請求人は前年度のハンドボール部の事故と本件事故が続いたのは、校長が求められる注意義務を重ねて怠っており、指導が行き届かなかったために事故が重なったことは重過失の要件に当たる可能性があるとして主張する。

監査委員の要請により対象機関が当時の関係者から聞き取りを行ったところ、ハンドボール部の事故のあと、再発防止のための注意喚起はなされていて、本件事故の際は危機管理マニュアルどおりの素早い対応ができていたと報告があった。

なお、国家賠償法における重過失の定義は上記(2)アのとおりであり、怪我を負った後の処置が適切か問われたハンドボール部の事故は管理行為又は営造物の管理が問われる本件事故の前例にはならないことから、請求人の主張は当たらない。

3 結論

前記2において検討した結果を総合すると、本件監査対象事項である請求人の請求にはいずれも理由がなく、県が求償を怠っている事実は認められないので、これを棄却する。